

魚津市告示第106号

魚津市農林水産物輸出拡大活動支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年6月27日

魚津市長 村椿 晃

魚津市農林水産物輸出拡大活動支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、魚津市農林水産物輸出拡大活動支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、魚津産農林水産物及びその加工品（以下「農林水産物等」という。）の輸出を促進するため、市内事業者等（以下「補助対象業者」という。）が補助事業（別表補助事業の欄1から3までに掲げるものをいう。以下同じ。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助事業について、市及び市の外郭団体から他の補助金を受けている者は、補助対象事業者から除外する。

(交付申請)

第4条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、魚津市農林水産物輸出拡大活動支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 輸出計画書（様式第4号）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係

る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と該当金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

（事業の採択基準）

第5条 補助事業は、次の各号に掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択するものとする。

- （1） 海外市場へ向けての事業であること。
- （2） 計画している輸出促進活動の熟度及び実現可能性があること。
- （3） 補助事業の実施により海外販路開拓の成果が見込めること。
- （4） 輸出に向けた取組の継続性及び将来性が高いこと。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

（交付決定及び通知）

第6条 市長は、第4条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、魚津市農林水産物輸出拡大活動支援事業費補助金（不交付）決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付条件）

第7条 前条の補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を実施するに当たり、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 事業の内容又は経費について次条に定める軽微な変更以外の変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- （2） 事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
- （3） 事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- （4） 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておくこと。
- （5） 市長が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めた場合には、速やかに報告すること。

（軽微な変更）

第8条 前条第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業者の変更
- (2) 補助対象経費の20パーセント以上の変更
(変更承認申請書等の様式)

第9条 補助事業者が第7条第1号から第3号までの規定により変更申請を行う場合は、魚津市農林水産物輸出拡大活動支援事業費補助金の変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)により、市長に申請しなければならない。

(概算払請求)

第10条 補助事業者は、魚津市農林水産物輸出拡大活動支援事業費補助金概算払請求書(様式第7号)を市長へ提出し、概算払を請求することができる。

2 市長は、前項による請求について、補助事業の円滑な実施のために必要があると認めたときは、概算払をすることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、魚津市農林水産物輸出拡大活動支援事業費補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第9号)
- (2) 収支精算書(様式第10号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告は、事業完了の日の翌日から1月を経過する日又は補助金に係る事業を実施した年度の末日のいずれか早い日までに行うものとする。

3 第4条第2項の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請を行い、第1項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

4 第4条第2項の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請を行い、第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第11号)により速やかに報告し、市長の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があつたときは、その内容を審査

し、適切であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、魚津市農林水産物輸出拡大活動支援事業費補助金額の確定通知書（様式第12号）により、補助事業者に通知するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第6条の規定による交付決定をした補助金の取扱いについては、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

補助事業	補助対象経費	補助率及び補助限度額
<p>1 海外を対象とした展示会、見本市又は商談会（オンライン含む。）への出展</p> <p>2 海外向け商品開発研究、パッケージ改良又は成分分析</p> <p>3 輸出コンサルティングを活用した市場調査又は戦略策定、現地プロモーターと連携した販路開拓又は販促活動等</p>	<p>1 出展費 (1) 海外を対象とした展示会、見本市又は商談会（オンライン含む。）（以下「展示会等」という。）への出展料（小間料） (2) 小間装飾料 (3) 展示物輸送料</p> <p>2 交通費 (1) 出張者の勤務先の最寄りの空港等と用務地の最寄りの空港等との間の往復の航空運賃等。1事業者2名まで (2) その他現地での事業実施に係る移動費</p> <p>3 宿泊費 展示会等の開始前日から終了日までの宿泊費。1事業者2名まで</p> <p>4 その他必要経費 燃油サーチャージ、空港施設使用料、入出国税、手配旅行に係る取扱料金その他渡航に当たり必要となる経費</p> <p>5 商品研究開発費 輸出向け商品の試作、実験等に要する経費</p> <p>6 パッケージ改良費 図柄、デザインの改良等に要する経費</p> <p>7 成分分析費 成分分析に要する経費</p> <p>8 その他経費 通訳料、翻訳料等</p>	<p>1 トライアル型 (1) 補助率 補助経費の4分の3 (2) 補助限度額 750千円 (3) 補助事業の実施期間 単年度 (4) 補助回数 通算2回まで</p> <p>2 発展型 (1) 補助率 補助経費の4分の3 (2) 補助限度額 1,500千円 (3) 補助事業の実施期間 2か年度 (4) 補助回数 通算1回まで</p> <p>※トライアル型と発展型の同時申請は不可。</p> <p>※補助対象経費の合計と補助限度額のいずれか低い額を「補助経費」という。</p>

	<p>9 委託料 コンサルティング、現地プロモーター等への委託に要する経費</p> <p>10 謝金 コンサルティング、現地プロモーター等への謝金</p> <p>11 役務費 補助事業の遂行に必要な補助員に要する経費</p> <p>12 広報費 商談等に用いる輸出用商品の提案に必要な資料（映像を含む。）の作成に要する経費</p> <p>13 海外向けインターネット通販開始費 越境ECモールへの出店登録費及び越境ECに対応するためのサイトの構築費</p> <p>※1から4までの補助対象経費については、トライアル型でのみ対象とする。</p> <p>※9から13までの補助対象経費については、発展型でのみ対象とする。</p>	<p>※算出して得た補助額に千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。</p>
--	--	---

備考

- 1 交通費については、最も経済的及び合理的な経路により算出されたものとする。この場合において、旅程に補助対象外事業が含まれるときは、用務の実態等を踏まえ、按分等の方式により、補助対象経費と補助対象外経費に区分する。
- 2 宿泊費については、魚津市職員等の旅費に関する条例（昭和32年魚津市条例第22号）で定める額を上限とする。
- 3 経常的な経費（事務所費等賃借料、光熱水道費等及び人件費）は、補助対象外とする。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

所在地

団体名

代表者氏名

年度魚津市農林水産物輸出拡大活動支援事業費補助金交付
申請書

年度において魚津市農林水産物輸出拡大活動支援事業を実施したい
ので、魚津市農林水産物輸出拡大活動支援事業補助金 円
を交付されるよう魚津市農林水産物輸出拡大活動支援事業費補助金交付要綱
第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 事業計画書（様式第2号）
- 2 収支予算書（様式第3号）
- 3 輸出計画書（様式第4号）
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

事業計画書

1 事業の目的

2 事業実施主体の概要

(1) 企業名	
(2) 所在地及び代表者名	
(3) 設立年月日	
(4) 構成員（又は従業員）数	

3 支援事業の型

支援事業の型 (いずれかに○をしてください。)	<input type="checkbox"/>	トライアル型
	<input type="checkbox"/>	発展型

4 事業の内容

活動名	実施時期	活動内容

5 実施スケジュール（※トライアル型の場合は、記載不要）

(1) 事業年度別の事業計画

事業内容	年（1年目）	年（2年目）

(2) 年度（年目）の事業実施計画

事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

備考

- 1 現地でプロモーション等を実施する場合は、行程表を添付すること。
- 2 外部委託する場合は、相手先概要及び委託内容を事業内容に記載すること。

記載例

5 実施スケジュール（※トライアル型の場合は、記載不要）

(1) 事業年度別の事業計画

事業内容	令和5年（1年目）	令和6年（2年目）
9 コンサルティングや現地プロモーター等への委託	海外展開向けコンサルティングに委託して、戦略策定、海外マーケティング等を実施。	
9 コンサルティングや現地プロモーター等への委託		香港の百貨店でのプロモーション（現地プロモーター（株〇〇）に委託）
13 海外向けインターネット通販開始費	シンガポールの越境ECである〇〇に出展	

(2) 令和5年度（1年目）の事業実施計画

事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
海外展開向けコンサルティングである〇〇と契約。戦略策定、海外マーケティング等を実施。		○契約	○戦略策定						○対象国調査			
シンガポールの越境ECである〇〇に出展			○申込	○ページ作成								
												○販売開始

備考

- 1 現地でプロモーション等を実施する場合は、行程表を添付すること。
- 2 外部委託する場合は、相手先概要及び委託内容を事業内容に記載すること。

様式第3号（第4条関係）

収支予算書

1 事業の内容

事業の内容	事業費	備考
	円	
合 計		

2 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業対 象事業費 A + B + C	負 担 区 分		
		県 費 A	市町村費 B	その他 C
	円	円	円	円

3 事業完了予定年月日 年 月 日

4 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
県 費	円	円	円	円	
市町村費					
そ の 他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

様式第4号（第4条関係）

輸出計画書

1 企業概要

（1） 事業概要：主要商品、主要販路等

--

（2） 輸出実績（前年）

相手国・地域	輸出商品	輸出金額 (千円) / 年	貿易形態 (直接・間接)

（3） 輸出の経営上の位置づけ

--

（4） これまでの輸出に係る取組みと課題

（海外見本市への出展経験がある場合は記載してください。）

--

2 輸出計画（5年計画）

（1） 輸出目標額 （単位：千円）

輸出商品	現状値 (年)	中間年 (年)	最終年 (年)

（2） 輸出重点品目、選定の理由

輸出重点品目	選定の理由

（3） 対象国・地域、選定の理由

対象国・地域	選定の理由

（4） 輸出拡大に向けた今後の具体的取組内容及びスケジュール

--

様式第 5 号（第 6 条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名

年度魚津市農林水産物輸出拡大活動支援事業費補助金交付
（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市農林水産物輸出拡大活動
支援事業費補助金について、魚津市農林水産物輸出拡大活動支援事業費補助
金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長



1 交付の可否

交付します。

交付しません。

（交付しない理由）

2 交付決定額 金 円

様式第 6 号（第 9 条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

所在地

団体名

代表者氏名

年度魚津市農林水産物輸出拡大活動支援事業費補助金の変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定の通知のあった年度魚津市農林水産物輸出拡大活動支援事業について別紙のとおり変更したので、魚津市農林水産物輸出拡大活動支援事業費補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

（注）様式第 1 号に準じて、事業費及び収支予算額については、変更内容が分かるように両者を 2 段書きにし、変更前を（ ）書きで上段に記載する。

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

所在地

団体名

代表者氏名

印

年度魚津市農林水産物輸出拡大活動支援事業補助金概算払
請求書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定のあった魚津市
農林水産物輸出拡大活動支援事業費補助金について、下記により金
円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

年 月 日現在

補助金交付 決定額①	既受領額	今回請求額	概算払 予定額②	②／①
円	円	円	円	%

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

所在地

団体名

代表者氏名

年度魚津市農林水産物輸出拡大活動支援事業費補助金実績
報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で魚津市農林水産物輸出拡大活動支援事業費補助金の交付決定の通知のあった 年度魚津市農林水産物輸出拡大活動支援事業について、魚津市農林水産物輸出拡大活動支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業報告書（様式第9号）
- 2 収支精算書（様式第10号）

様式第9号（第11条関係）

事業報告書

1 事業の目的

2 事業実施主体の概要

(1) 企業名	
(2) 所在地及び代表者名	
(3) 設立年月日	
(4) 構成員又は従業員の数	

3 支援事業の型

支援事業の型 (いずれかに○をしてください。)		トライアル型
		発展型

4 事業の内容

活動名	実施時期	活動内容

5 実施スケジュール（※トライアル型の場合は、記載不要。）

(1) 事業年度別の事業計画

事業内容	年（1年目）	年（2年目）

(2) 年度（年目）の事業実施計画

事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

備考

- 1 現地でプロモーション等を実施した場合は、行程表を添付すること。
- 2 外部委託した場合は、相手先概要及び委託内容を事業内容に記載すること。

6 活動成果

(1) 取引実績

--

(2) 取引見込みと今後の対応

--

(3) 現状の課題と必要な支援

--

7 添付書類

各活動の実績書類（実施写真等）

様式第10号（第11条関係）

収支精算書

1 事業の内容

事業の内容	事業費	備考
	円	
合 計		

2 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業対 象事業費 A + B + C	負 担 区 分		
		県 費 A	市町村費 B	その他 C
	円	円	円	円

3 事業完了年月日 年 月 日

4 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
県 費 市町村費 そ の 他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

様式第11号（第11条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

所在地

団体名

代表者氏名

年度魚津市農林水産物輸出拡大活動支援事業仕入れに係る
消費税等相当額報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定のあった魚津市
農林水産物輸出拡大活動支援事業費補助金について、魚津市農林水産物輸出
拡大活動支援事業補助金交付要綱第11条第4項の規定に基づき、下記により
報告します。

記

補助金の額の確定額	円
補助金の確定時に減額した 仕入れに係る消費税等相当額①	円
消費税の申告により確定した 仕入れに係る消費税等相当額②	円
補助金返還相当額（②－①）	円

備考

参考となる資料を添付すること。

様式第12号（第12条関係）
魚津市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年度魚津市農林水産物輸出拡大活動支援事業費補助金額の
確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった魚津市農林水産物輸出拡大活動支援事業費補助金について、魚津市農林水産物輸出拡大活動支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり額を確定しましたので、通知します。

年 月 日

魚津市長



- 1 事業名
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助金の額の確定額 金 円